

令和 3 年度 教育委員会の重点事項についての意見申し出

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

多摩市教育委員会

令和3年度多摩市教育委員会重点事項について

令和3年度の教育委員会重点事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、多摩市教育委員会の意見を申し上げます。

【はじめに】

多摩市教育委員会では、未来の多摩市のまちづくりを担う子どもたちを育成し、持続可能な社会を実現していくことが重要な課題と考えています。多摩市教育委員会の教育目標である「子どもたちの生きる力の育成」「学校・家庭・地域の連携・協働の拡充」「豊かな地域づくりに向けた学びの支援」を着実に遂行するとともに、すべての子どもたちが様々な状況の中でも、いきいきと学べる環境を整備することは、教育委員会の責務であると考えています。

令和3年度は、第五次多摩市総合計画第3期基本計画の3年目です。各施策を推進するほか、気候変動対策など、新たな課題にもしっかりと対応していく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症が未だ終息が見えず、市民生活や経済活動への影響が長期化・深刻化している中、景気の悪化により市税等の減収など、市財政も多大な影響を受けることが見込まれ、新型コロナウイルス感染症に関連する施策はもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取り組み、都市基盤及び公共施設の老朽化対応など、安心・安全で暮らしやすく魅力あるまちづくりに取り組んでいくとともに、将来への投資も着実に行って行かなければなりません。

教育委員会においては今年度から新たにスタートした「第二次多摩市教育振興プラン」に基づいて、教育目標の達成を目指しながら、コロナ禍を踏まえた教育施策を展開し、多摩市の教育を推進していく方針です。

そのために、令和3年度の教育委員会においては、以下の施策を重視して取り組んで参りたいと考えています。

- (1) 学校施設の計画的な施設整備の推進について
- (2) 文化財資料の収蔵等における多摩ふるさと資料館の整備について
- (3) GIGAスクール構想の対応など学校情報環境整備の推進について
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式を踏まえた学校教育の支援について
- (5) 社会教育と家庭教育の充実について
- (6) 中央図書館整備事業の推進について
- (7) 特別な教育的支援を推進するためのピアティーチャーの配置について
- (8) 不登校児童・生徒への支援の推進について

これらの各施策について、以下のとおり意見を述べます。

(1) 学校施設の計画的な施設整備の推進について

第二次多摩市教育振興プランでは、「学校施設・設備の安全・安心な環境づくり」として、「第二次多摩市ストックマネジメント計画」に基づき、建設から30年を経過した学校を中心に、劣化度に応じて計画的に改修工事を進めているところです。また、温暖化の進行による酷暑など社会的要求水準の上昇への対応や安全で良好な教育環境の維持整備を行っています。令和2年度については、中学校の体育館及び小中学校の特別教室への空調機器設置工事は予定通り実施しているものの、計画的な改修工事等については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。大規模改修工事（聖ヶ丘中学校、和田中学校）については、工期として予定していた夏季休業期間を短縮したことにより一時中止しました。また、トイレの洋式化工事については、資材の調達が難しいこと等から実施を見送りました。そのほか、大規模改修工事の一時中止に伴い、令和4年度からの工事を予定している鶴牧中学校の基本実施設計を見送ることとなりました。



体育館エアコン設置の様子

改修工事については、多額の経費がかかることから、財源の確保が課題となります。以前は不採択の続いていた学校施設環境改善交付金（国庫補助金）が概ね採択される状況となっていますが、単年度ごとに決定されることから、先行きが不透明です。また、トイレの洋式化工事の財源については、東京都の補助制度が令和2年度までとなっています。そのほか、国の補助制度が改正（令和5年度から適用）され、老朽化対応から長寿命化対応へと考えが改められており、そこへの対応が必要となります。

教育委員会では安全で良好な学習環境の整備が重要であると考えています。そのためには、今後とも財源確保に向けて国の補助金が交付されるよう、教育長会等を通じて強く働きかけていくとともに、新しい補助制度にあった工事のあり方や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた検討をしながら、老朽化した学校の大規模改修工事を計画的に実施するよう取り組んでいく予定です。更に、中学校体育館や特別教室の冷房化やトイレの洋式化工事等を進めていきたいと考えております。

(2) 文化財資料の収蔵等における多摩ふるさと資料館の整備について

現在、旧西落合中学校跡地施設ほか3箇所にて暫定的に分散収蔵している民俗・生活、埋蔵文化財、古文書等の文化財資料類については、小中学校の資料見学及び体験学習対応や展示事業等に活用しています。

旧北貝取小学校跡地施設に文化財資料類の収蔵等の機能を集約し、活用を図るために、平成27年度より開始した国庫補助金を利用した埋蔵文化財資料の再整理事業を継続して行い、合わせて民俗・生活文化財資料の再整理に取り組んでいます。また、施設整備



発掘資料出前授業の様子

については、実施設計の終了に伴い、令和4年4月の開館に向けて改修工事及び指定管理者選定等の庁内調整を進めています。

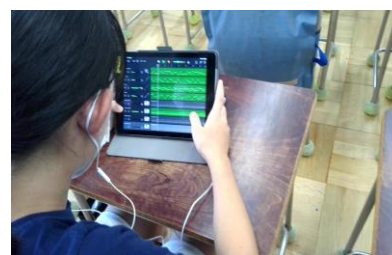
平成31年4月の「旧北貝取小学校跡地活用基本方針」の決定後、令和元年10月に「旧北貝取小学校跡地施設管理運営方針」を策定し、文化財施設の名称については、令和2年5月の教育委員会で「多摩市立多摩ふるさと資料館」とすることに決定したが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う実施設計の遅れや感染症拡大防止対策による改修工事期間の見直し等により、令和3年10月開館の予定が令和4年4月に延期となりました。文化財資料の収蔵等の拠点という方針である旧北貝取小学校跡地施設は、適切な文化財資料の保管・管理や調査・整理、活用等の効率性の点から、また、分散収蔵している現状では、学校教育との連携においても地域史を体系的に学習する際や、展示等の事業を実施する際に非効率であり、文化財の普及啓発等が展開しにくい状況であることから、施設を整備し、資料を一括収蔵することが必要であると考えています。

しかしながら、今後も増加することが見込まれる資料の収集・保存に向けた取り組みは大きな課題となっております。また、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式が求められる中、展示のあり方について、デジタルアーカイブやインターネットを活用した資料の閲覧方法等の検討やそれに沿った整備を図る必要があります。さらに、施設の管理にあたっては、市民活動・交流センター施設の所管課や指定管理者との調整も今後必要となってきます。

教育委員会では、本市の歴史や文化等の理解・啓発を通じ、市民のふるさと意識や文化向上のために、文化財資料の収集、整理や記録化、保存等により着実な資料の管理を進めるとともに適切な活用を行っていきたい。また、そのための施設の整備及び管理運営に向けた調整を確実に進めていきたいと考えています。

(3) G I G Aスクール構想の対応など学校情報環境整備の推進について

多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的として令和元年12月に国がG I G Aスクール構想を打ち出しました。当初は令和5年度を達成期限としていましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を受けて令和2年度中に達成するものと前倒しの指針を国が示したため、多摩市でも令和2年度中に対応することと判断しました。



タブレットを活用した授業の様子

これまで、「多摩市学校情報環境整備方針」に基づき各校1クラス分のタブレット端末やネットワーク環境、各校6台の大型提示装置を整備してきましたが、G I G Aスクール構想の前倒しに対応するため、国・都の補助制度や臨時交付金を活用しながら、1人1台のタブレット端末、校内の高速・大容量ネットワークの整備、大型提示装置等の整備のため、補正予算の計上や契約手続きを進めているところです。

タブレット端末の購入やネットワーク整備に対して令和2年度は国で予算が確保されているが、大型提示装置のほか、アプリケーションやインターネット回線の使用料な

ど、維持経費等に対する補助金はなく（令和2年度は地方創生臨時交付金での対応が可能）、令和3年度以降は一般財源での負担が想定されます。また、タブレット端末をはじめ、各種機器の更新等に対する補助については示されていない状況です。

教育委員会では、新学習指導要領に学習の基盤となる資質・能力の一つとして「情報活用能力の育成」が明記され、教育ICT環境は令和3年度以降もその水準を縮小させることはないものと考えます。タブレット端末の更新にあたっては、国・都の補助がない場合にはBYOD等の手法により各家庭の負担も想定しつつ、持続可能な教育ICT環境の維持・更新を進め、児童・生徒に効果的な教育環境を整え、これからの社会を生き抜く人材の育成を進めていきたいと考えています。

（４） 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式を踏まえた学校教育の支援について

教育委員会では、新型コロナウイルス感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障するための取り組みを行っています。

各学校においては感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いなど、感染拡大を予防する対策の徹底を図るなど、「新しい生活様式」を踏まえた学校生活を送れるよう取り組んでいます。毎日の健康観察を徹底するとともに、スクール・サポート・スタッフやピアティーチャーなどの外部人材の協力を得ながら、1日1回以上の消毒作業を行っています。



健康観察の様子

教育委員会では国及び東京都の補助金を活用し、健康観察に必要となる非接触型体温計及びサーモグラフィ等の購入、三密を避けるなどの感染症対策及び授業時間を短縮した中で効果的な学習ができるよう学習保障支援に必要な物品購入に係る予算の配当など物的・財政的支援を行いました。そのほか、校長会や学校保健部会などと連携し、状況変化に対応した必要な支援を行っています。また、給食に関しては、6月の分散登校時から簡易な給食提供を行うなど、感染拡大を防止し、かつ、授業時間が午後まで確保できるよう対応してきました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、感染症対策を徹底しつつ、児童・生徒の学びを保障していくためには継続的な支援が必要であると考えています。各学校において、新しい生活様式が定着し、児童・生徒にとって安心・安全な教育環境を維持・整備するためには、教員だけでなく、スクール・サポート・スタッフなどの人的支援、その他、児童・生徒の健やかな学びを保障するために必要な予算の確保が必要です。それに向けては財源確保が重要となりますので、国や東京都に対して継続的な財政支援について、教育長会などを通じて要請していきたいと考えています。

（５） 社会教育と家庭教育の充実について

公民館では、親子や多世代とのつながりや交流を図った体験型講座を開催することで、学校や家庭以外の様々な場所での体験を通して、子どもたちが学ぶ楽しさや意欲を持つような事業に取り組んでいます。

中学校を会場とし、生徒及び地域住民を対象に薬物使用による身体への悪影響や怖さなどを学ぶ講座を実施したり、PTAをはじめ子どもたちを取り巻く地域の人たちやコミュニティセンター等の施設と連携して講座を開催しています。また、地域の学校の生徒の作品を展示する機会を設ける等し、学校との連携も図っているところです。

一方で、子どもたちの健やかな成長を育むためには、地域（社会）全体で支えていくことが必要です。そのためには、市民一人ひとりが学習や実践を通してつながり、地域の課題を共有し、解決を図り、活力ある地域社会を築いていくような機会を設け、実践につなげ「豊かな地域」としていく必要があります。

事業の実施にあたっては、幅広い市民に関心を持ってもらえるよう周知をしているところですが、事業によってはなかなか集客が見込めないものもあります。また、新型コロナウイルス感染症の予防に留意しつつ、安全安心を第一に開催していくことが求められる中、事業の実施や周知方法等についても新たな工夫が必要であると考えます。

教育委員会では、社会教育施設において、学習機会、活動場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習の振興を図っていきます。また、多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えることが求められている中、保護者と学校等が連携して企画を実施する家庭教育に関する講座の開催を支援し、公民館や子育て関係機関等が連携し、課題を共有しながら地域で子どもの理解を図る学習機会を設け、地域の教育力の向上を図っていきます。さらに、公民館においては、コミュニティセンター、地域福祉推進委員会や児童館等との連携事業を拡充し、地域の多様な担い手による地域の支え合い活動を支援していきたいと考えています。



公民館・コミュニティセンター共催
小学生対象「理科実験教室」の様子

（6） 中央図書館整備事業の推進について

「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」での図書館本館再整備の位置づけ等を踏まえ、平成28年度に、分館や分室、学校図書館などを含めた図書館全体のサービス網と役割分担を整理し、多摩中央公園やパルテノン多摩などと連携しながら中央図書館が「知の地域創造」の拠点となることを目指す「多摩市立図書館本館再構築基本構想」（以下、基本構想）を策定しました。

その後、市議会特別委員会における議論により、整備



中央図書館完成予想図

予定地が多摩中央公園内に変更になったことを踏まえながら、基本構想の具体化に向けて、平成30年8月に「多摩市立図書館本館再整備基本計画」を策定しました。令和元年7月には基本設計をまとめ、当初は令和元年度末までに実施設計を完了する予定でしたが、令和2年5月まで契約期間を延長して実施設計を完了しました。令和2年6月からは条件付き一般競争入札に取り組みましたが、8月に入札不調により打ち切りとなりました。現在、10月末までに設計金額の再計算等を行い、再入札を告示する予定です。

図書館を構成する3つの要素とは、「施設」「資料」「職員」と言われています。全市を覆う図書館サービスの中核機能を担う中央図書館の施設整備はもとより、中央図書館にふさわしい豊富で奥行きのある蔵書コレクションや、市民の様々な課題解決を支援するレファレンス相談業務などに従事する図書館司書職員の人材確保・育成が、図書館利用者に対するサービスの向上に繋がると考えます。整備予定地の公園伐採木に関する積極的な活用策やセルフ貸出機などのICT技術を活用した運営の効率化等について、継続して検討・実施していく必要もあります。

教育委員会では、令和3年度からの建設工事を計画通り進め、令和5年5月に中央図書館として開館していきたいと考えています。

そのために、着実な開館準備と安定的な運営の実現に向けて、令和2年度から段階的に購入している中央図書館用図書購入費や、専門的職員の継続的な人材の確保、令和4年度から予定しているICT機器の調達費や蔵書移転業務委託費の予算化など、引き続き市長部局と連携しながら具体的な協議を進めていきたいと考えています。



2F一般開架エリア予想図

(7) 特別な教育的支援を推進するためのピアティーチャーの配置について

令和2年度のピアティーチャーの配置は、学級数に応じて各学校に配当した予算により、全校に配置しました。ピアティーチャーの活用の主な内容は、通常の学級に在籍する支援を要する児童・生徒の個別指導の補助であり、また、入学当初の小学校1年生の生活適応支援など、時期を捉えた活用が見られました。

こうしたピアティーチャーの配置と活用は、学校において、より多くの眼で児童・生徒を見取る指導面での充実とともに、教員の負担軽減においても有効な人的支援となっています。さらに、児童・生徒及び学校の状況に応じて予算を追加配当しており、学校からのニーズは高い状況です。通常の学級に在籍する支援を要する児童・生徒数は、増加傾向にあります。通常の学級に在籍し、特別支援教室を利用する今年度の児童・生徒は、令和元年度の499人から5人増加し、504人となりました。また、通常の学級に在籍していても、医療的ケアを要する児童・生徒や、就学判定で「特別支援学校や特別支援学級（固定学級）への就学が適切」とされたけれども、保護者の強い希望で通常の学級に在籍する児童・生徒も存在します。さらに、障害者差別解消法や「多摩市障

がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づく合理的配慮の提供を踏まえると、今後、ピアティーチャーの配置に対する学校や保護者の要請は高まっていくことが想定されます。

教育委員会では、「第二次多摩市特別支援教育推進計画」に基づき、効果的な事業の展開とピアティーチャーの配置を実施していきたいと考えています。また、ピアティーチャーの配置により児童・生徒に対する支援が図られることで、教員一人ひとりの負担が減少し、教員の働き方改革の推進に寄与することを期待します。



ピアティーチャー活動の様子

(8) 不登校児童・生徒への支援の推進について

近年、本市のみならず、全国的にも不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、とりわけ、市内中学校の出現率は4%を超え、深刻な状況にあります。令和元年度の不登校出現率は、小学校で1.11%（前年比+0.27）、中学校で4.69%（前年比+0.66）であり、また、年度当初に当たる令和2年6月の長期欠席（7日以上）児童・生徒数は、令和元年度4月と比較して小学校41人（+27人）、中学校で92人（+26人）と増加傾向にあります。

不登校の要因は学校や家庭のストレス（不適應）など、多様化・複雑化しており、学校における未然防止や早期支援等の不登校対応は困難を極めています。

義務教育の段階に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進する、いわゆる「教育機会確保法」が公布され、不登校児童・生徒についても、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが基本理念に示されています。また、不登校の支援のあり方に関する文部科学省通知（令和元年10月25日付）では、不登校児童・生徒の社会的自立への支援として、教育センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受け入れなど、様々な関係機関等の活用が示されました。

本市の不登校の現状を踏まえ、中学校での不登校対応を急ぐとともに、各学校の不登校への対応力の向上と児童・生徒の学びの充実を図ることが重要であると考えます。

教育委員会では、今年度策定する不登校対応に関する総合的な推進計画である「不登校総合対策」のリーフレットを作成・配布することで、保護者・地域に周知するとともに、ICTを活用した学習支援や相談のあり方を研究し、教材や教具、教育環境の整備を進めます。eラーニングについても、適応教室通室者のみならず不登校が長期化している児童・生徒にも対象を広げ、学習機会の確保と学び直しができるよう支援を図っていきたいと考えています。加えて、文部科学省から指定を受けた際には、令和4年度の中学校不登校特例校の開校に向けて関係機関等との調整、補正予算の獲得などを着実に進め、不登校生徒を指導・支援する体制の強化・充実を図っていきたいと考えています。



ゆかり教室での学習の様子

【むすびに】

多摩市教育委員会には、未来を担う子どもたちが「生きる力」を持ち「持続可能な社会」を構築できる大人になるための教育を行う責務があります。

本市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言などにより、経済活動が停滞した影響をうけ、令和3年度以降は市税をはじめ、税連動交付金などの大幅な減収が想定されますが、現状ではその程度を見通すことは困難な状況です。このような、先行きが不透明で、非常に厳しい財政状況が見込まれる中であっても、市民の負託と期待に応えていくためには、これまで以上に創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するとともに、事業の見直しなどを行い、限られた資源を重点的化することが必要となってきます。

教育委員会としても持続可能な多摩市を将来世代に引き継いでいくため、事務事業等の見直しを行うとともに、この状況下で変容するライフスタイルなどをふまえながら、教育施策を進めていかねばならないと認識しております。しかしながら、教育環境や教育条件を改善し、教育の振興を進め、子どもたちの「生きる力」を育むこと、更には、豊かな地域づくりに向け、家庭や地域の大人たちの気づきや学びを支えることを通して、多摩市が目指すまちの姿のひとつである「子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち」及び「みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち」の実現に努めなければなりません。

子どもたちの未来と豊かな地域社会の創造に向けて、多摩市の教育環境や教育活動を更に向上できるよう、必要な措置が講じられ、多摩市教育委員会と一体となって教育行政を進めていただくことを切に要望いたします。

現在の情勢を踏まえながら、第二次多摩市教育振興プランや第五次多摩市総合計画第3期基本計画の実行に滞りのないよう、知恵を出し合い、教育行政を推進します。引き続きご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げます、多摩市教育委員会の意見とさせていただきます。

令和2年11月26日

多摩市教育委員会